

台湾東部の地震に係る宮城県の対応について

台湾東部で発生した地震による被害に対し、下記の支援を実施します。

県民の皆様の御協力をお願いします。

1 見舞状

東日本大震災時の台湾からの御支援をはじめ、これまでの経済・教育・観光などの各種交流を踏まえ、関係機関及び企業に見舞状を送ります。

2 見舞金

台湾政府関係機関窓口である台北駐日経済文化代表処に対し、見舞金を送ります。

3 募金箱の設置

県庁行政庁舎（1階総合受付）及び県の各合同庁舎に設置します。

(1) 期間

県庁行政庁舎	令和6年4月8日（月）から当面の間
各合同庁舎	令和6年4月10日（水）から当面の間

(2) 場所

県庁行政庁舎（1階総合受付）及び各合同庁舎

(3) 時間

土日祝日を除く平日
午前9時から午後4時30分まで

(4) 使途

お寄せいただいた募金は、日本赤十字社を通じ、被災地での救援活動・復興支援等に活用される予定です。